

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)……………二



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十四号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号。以下この号において「条例」という。)の施行に関する事務

イ 条例第二十七条第一項の規定による特定事業者からの食品の回収に着手した旨の報告を受けること。

ロ 条例第二十七条第三項の規定に基づき、イの報告をした者に対し、回収の措置の内容の変更その他必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

八 条例第二十七条第四項の規定によるイの報告をした者からの食品の回収の措置を終了した旨の報告を受けること。

二 条例第二十九条第一項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせること(条例第二十七条の規定の施行に係るものに限る。)

第三十一条第五項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十二条第一号中ムをノとし、タからラまでをツからヰまでとし、同号ヨ中「進級又は」を削り、同号中ヨをソとし、カを削り、ワを力とし、カの次に次のように加える。

ヨ 学則第十六条の二第三項の規定に基づき、転入学を許可すること。

タ 学則第十六条の二第五項の規定に基づき、転入学を許可された者に係る既に履修した科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間について決定すること。

レ 学則第十八条第二項の規定に基づき、科目の履修を免除すること。

第三十二条第一号の次に次のように加える。

ワ 学則第十五条の二の規定に基づき、転学を許可すること。

第三十二条の二第一号中ラをノとし、ヨからナまでをツからヰまでとし、同号力中「進級又は」を削り、同号中力をソとし、ワを力とし、カの次に次のように加える。

ヨ 学則第十七条の二第三項の規定に基づき、転入学を許可すること。

タ 学則第十七条の二第五項の規定に基づき、転入学を許可された者に係る既に履修した科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間について決定すること。

レ 学則第十八条の二第二項の規定に基づき、科目の履修を免除すること。

第三十二条の二第二号の次に次のように加える。

ワ 学則第十六条の二の規定に基づき、転学を許可すること。

第三十三条第一号中ルを削り、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、同号ヨ中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(法第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。)(」に改め、同号ヨを同号力とし、同号タ中「基づき、」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同号中タをヨとし、レを削り、ソをタとし、ノをオとし、同号ヰ中「児童福祉法施行令」の下に「(昭和二十三年政令第七十四号)」を加え、同号中ヰをノとし、ラからウまでをムからヰまで

でとし、同号ナ中「ネ」を「ナ」に改め、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「又は第二項の措置」を「若しくは第二項の措置」に改め、「含む。」の下に「又は法第二十五条の七第一項第三号の児童自立生活援助の実施」を加え、同号中ネをナとし、ソをネとし、ネの前に次のように加える。

レ 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、義務教育終了児童等に対し、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又はその他の適切な援助を行うこと。

ソ 法第三十三条の六第三項の規定に基づき、義務教育終了児童等が特別な事情により県の区域外の同条第一項に規定する住居への入居を希望する場合において、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図ること。

ツ 法第三十三条の六第四項の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

第三十五条を次のように改める。
第三十五条 削除

第三十六条第一号又中「第十条」を「第十一条」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「第八条」を「第九条」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 規則第八条の規定に基づき、訓練生を除籍すること。
第三十六条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 授業料の徴収猶予等に関する事務

この号において山口県使用料手数料条例施行規則を「規則」という。

イ 地方自治法施行令第百七十一条の六の規定に基づき、授業料の全部又は一部の徴収を猶予すること。

ロ 山口県使用料手数料条例第四条の規定に基づき、授業料の全部又は一部を減免すること。

ハ 規則第六条第三項の規定に基づき、授業料の減免を受けた者が山口県立職業能力開発校規則第九条第一項の退学の処分又は同条第二項の戒告若しくは停学の処分を受けた場合において、当該減免の決定を取り消すこと。

ニ 規則別表第二の七の項の規定に基づき、授業料の月割額による分納を承認すること。

第三十七条の二第二項第六号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公

庫」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十五号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「第十五条第一項」の下に「及び第八十一条の十三第一項」を加え、「第一百七条の七又は第一百七条の八第一項」を「第七十四条又は第七十五条第一項」に、「第六百九十九条の二十」を「第三百十一条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷
平成二十一年三月三十一日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）